

別表1（補助対象施設（要綱第3条関係））

アーチ、アーケード、街路灯、冷暖房設備、会館、集会室、駐輪駐車場（来街者の利用に供するもの）、カラー舗装、広場、小公園、休憩施設（ベンチ、休憩所等）、緑化施設（街路樹、花壇等）、利便施設（インフォメーション、物品預り所、共同トイレ等）、ストリートファニチャー（シンボル、モニュメント、彫刻、噴水等）、その他コミュニティ施設、防犯カメラシステム、消防用設備、その他市長が認める施設

別表2（補助金交付申請（要綱第7条関係））

1. 実施団体概要調書
2. 構成員名簿（当該年度に既に提出済の場合は不要）
3. 定款またはこれに準ずる規約、会則 等（当該年度に既に提出済の場合は不要）
4. 事業収支予算書
5. 直近2期分の決算関係書類
6. 事業の実施にかかる総会または理事会の議事録
7. 3社以上の工事見積書（写）
8. 計画図面および施設等配置図
9. 共同施設等の概要が分かる仕様書・カタログ等
10. 事業実施前の現況写真
11. 既存施設の道路占用許可書（写）またはそれに相当する書類
※共同施設の新設以外のときで、道路占用許可が必要な場合
12. 土地・建物所有者の使用承諾書
※共同施設等を設置等しようとする土地・建物が補助対象団体と異なる場合
13. 防犯カメラ等の管理・運用方法を定めた規約
※防犯カメラを設置する場合のみ
14. 取得財産の処分制限期間を満了していることがわかるもの
※市の補助金の交付を受けて整備した共同施設を撤去する場合のみ
15. その他市長が必要と認める書類

別表 3 (実績報告 (要綱第 11 条関係))

1. 事業収支決算書
2. 補助対象団体と工事受注業者の契約書 (写) またはそれに相当する書類
3. 補助対象工事の完了検査書 (写) またはそれに相当する書類
4. 補助対象工事の請求書 (写)
※請求の明細が確認できるもの
5. 振込依頼書 (写)
※金融機関の受付印が押印されているもの
6. 借入計算書 (写)
※借入がある場合のみ
7. 完成図面
8. 事業実施後の現況写真
9. 事業にかかる道路使用または道路占用等、関係官公庁の許認可・届出書 (写)
※必要な場合のみ
10. 事業完了後の道路占用許可書 (写)
※共同施設を新設した場合
11. その他市長が必要と認める書類